

議案第23号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

伊丹市長 藤原保幸

理由

現下の社会経済情勢その他の事情を考慮して、市長及び副市長の給料月額の減額措置を延長するため。

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和
3年伊丹市条例第 号）

市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第389号）の一部
を次のように改正する。

附則第7項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」
に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。